

市町村における重症心身障がい・医療的ケア児等の支援体制について

岐阜県内の在宅生活を送る重症心身障がい児者・医療的ケア児者の人数（65歳未満）
（令和6年度重度障がい・医療的ケア児者実態調査調査対象者人数より抜粋）

○対象者数：1,350人（重症心身障がい児者 991人 医療的ケア児者 359人） R6.10.31時点

※医療的ケア児者に重症心身障がい児者を含まないが、重症心身障がい児者に医療的ケアを要するものを含む

区分	状態像	人数(単位:人)					
		県全体	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
(1) 県内の市町村が保有する情報をもとに該当する方		1,287	600	229	176	199	83
① 県内の65歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由のうち体幹・下肢・移動機能のいずれか等級)と、療育手帳A、A1又はA2の両方を持つ方	重症心身障がい児	356	188	49	50	40	29
	重症心身障がい者	635	276	107	96	117	39
② 保育所等、小・中学校、市立特別支援学校に通園・通学する県内の医療的ケアが必要な方	医療的ケア児	保育所等 9	1	1	1	5	1
		学校 39	16	7	8	7	1
③ 7歳未満で、岐阜市保健所又は保健センターが保有する県内の医療的ケアが必要な方		55	19	22	7	5	2
④ 7歳未満又は19歳以上65歳未満で、障害福祉サービス等(児童発達支援事業、日中一時支援事業を含む)を利用する県内の医療的ケアが必要な方	医療的ケア児	25	22	2	1	0	0
	医療的ケア者	168	78	41	13	25	11
(2) 岐阜県教育委員会の高等学校、特別支援学校に通学する県内の医療的ケアが必要な方	医療的ケア児	55					
(3) 国立岐大付属小中学校、私立の幼稚園、小・中学校、高等学校に通園・通学する県内の医療的ケアが必要な方		8					
計		1,350					

※(1) ①～④のうち対象者が重複する場合は、若い番号の分野に振り分け

岐阜県内の在宅生活を送る重症心身障がい児者・医療的ケア児者数(市町村把握分)

※①～④の該当者のうち重複する場合は、若い番号の分野に振り分け。※県教育委員会の特別支援学校に通学する児は除く。

(単位:人)

	重症心身障がい児者				医療的ケアが必要な児者								計			
	①				②		③		④							
	身障手帳1級又は2級(肢体不自由の体幹・下肢・移動機能の等級)と、療育手帳A、A1又はA2の両方を持つ方(65歳未満)				保育所等	小中学校等	保健所・保健センター(7歳未満)	障害福祉サービス等利用者(7歳未満又は19歳以上65歳未満)								
								年代別内訳								
	7歳未満	7歳以上19歳未満	19歳以上65歳未満				7歳未満	19歳以上65歳未満		7歳未満	19歳以上65歳未満	7歳未満	7歳以上19歳未満	19歳以上65歳未満		
計	991	82	274	635	296	9	39	55	193	25	168	1,287	171	313	803	
岐阜市	277	27	83	167	83	1	9	11	62	7	55	360	46	92	222	
羽島市	23	3	7	13	5	0	3	0	2	2	0	28	5	10	13	
各務原市	78	5	26	47	24	0	3	1	20	6	14	102	12	29	61	
山県市	14	2	5	7	0	0	0	0	0	0	0	14	2	5	7	
瑞穂市	23	1	7	15	7	0	0	3	4	4	0	30	8	7	15	
本巣市	15	0	6	9	4	0	1	1	2	0	2	19	1	7	11	
岐南町	14	3	6	5	3	0	0	1	2	1	1	17	5	6	6	
笠松町	13	2	3	8	1	0	0	0	1	1	0	14	3	3	8	
北方町	7	0	2	5	9	0	0	2	7	1	6	16	3	2	11	
大垣市	75	4	23	48	37	1	3	10	23	1	22	112	16	26	70	
海津市	13	2	2	9	12	0	2	5	5	0	5	25	7	4	14	
養老町	10	0	4	6	0	0	0	0	0	0	0	10	0	4	6	
垂井町	10	1	2	7	8	0	0	7	1	0	1	18	8	2	8	
関ヶ原町	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	
神戸町	8	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0	8	0	2	6	
輪之内町	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
安八町	5	0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	6	0	1	5	
揖斐川町	9	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	9	0	1	8	
大野町	10	1	0	9	6	0	1	0	5	1	4	16	2	1	13	
池田町	10	1	2	7	9	0	0	0	9	0	9	19	1	2	16	

岐阜県内の在宅生活を送る重症心身障がい児者・医療的ケア児者数(市町村把握分)

※①～④の該当者のうち重複する場合は、若い番号の分野に振り分け。※県教育委員会の特別支援学校に通学する児は除く。

(単位:人)

	重症心身障がい児者				医療的ケアが必要な児者							計			
	①				②		③		④						
	身障手帳1級又は2級(肢体不自由の体幹・下肢・移動機能の等級)と、療育手帳A、A1又はA2の両方を持つ方(65歳未満)				保育所等	小中学校等	保健所・保健センター(7歳未満)	障害福祉サービス等利用者(7歳未満又は19歳以上65歳未満)							
	年代別内訳							年代別内訳							
7歳未満	7歳以上19歳未満	19歳以上65歳未満				7歳未満	19歳以上65歳未満		7歳未満	7歳以上19歳未満	19歳以上65歳未満				
関市	36	5	8	23	2	0	2	0	0	0	0	38	5	10	23
美濃市	11	0	2	9	0	0	0	0	0	0	0	11	0	2	9
美濃加茂市	18	0	5	13	12	0	4	4	4	1	3	30	5	9	16
可児市	44	9	13	22	11	1	1	3	6	0	6	55	13	14	28
郡上市	10	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	10	0	2	8
坂祝町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
富加町	4	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	5	2	3	0
川辺町	2	0	0	2	1	0	0	0	1	0	1	3	0	0	3
七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八百津町	5	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	5	1	1	3
白川町	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御嵩町	13	0	0	13	3	0	0	0	3	0	3	16	0	0	16
多治見市	58	3	12	43	14	3	2	0	9	0	9	72	6	14	52
中津川市	53	2	11	40	16	0	1	5	10	0	10	69	7	12	50
瑞浪市	11	3	1	7	5	1	1	0	3	0	3	16	4	2	10
恵那市	14	0	0	14	1	0	0	0	1	0	1	15	0	0	15
土岐市	21	2	6	13	6	1	3	0	2	0	2	27	3	9	15
高山市	54	3	20	31	13	1	1	0	11	0	11	67	4	21	42
飛騨市	7	0	4	3	1	0	0	1	0	0	0	8	1	4	3
下呂市	7	0	2	5	1	0	0	1	0	0	0	8	1	2	5
白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市町村における重症心身障がい児者・医療的ケア児者の把握について

【現状】

- ① 《令和5年度》各市町村における重症心身障がい児者・医療的ケア児者の情報集約・整理（対象者個別表の作成）
 県が実施した令和5年度重症心身障がい児者等状況調査により、各市町村が保持する次の情報を集約・整理し、個別表を作成
 ・各市町村が保持する情報をもとに「身体障害者手帳（1級・2級）と療育手帳（A・A1・A2）の両方を保持する方（重症心身障がい児者）
 ・障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等を利用している医療的ケア児者
- ② 《令和6年度》各市町村における令和6年度在宅重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のための調査対象者の把握
 県が実施する重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のため、各市町村が保持する次の情報を集約・整理 計1,287人

区 分		人数（市町村計）	
・65歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級（肢体不自由のうち体幹、下肢又は移動機能のいずれかの等級）と、療育手帳A、A1又はA2の両方を保有する方	重症心身障がい児者	991人	
・保育所等、小・中学校、市立特別支援学校に通園・通学する医療的ケアが必要な児（私立の幼稚園、小・中学校、県教育委員会の特別支援学校に通学する児を除く）	医療的ケア児者	保育所等	9人
・岐阜市保健所又は各市町村保健センターが把握する7歳未満の医療的ケアが必要な児		学校	39人
・7歳未満又は19歳以上65歳未満で、障害福祉サービス等（児童発達支援事業・日中一時支援事業を含む）を利用する医療的ケアが必要な方		55人	
		193人	
		296人	

※重症心身障がい児者の人数と医療的ケア児者の人数は重複しない。重症心身障がい児者の人数の中に医療的ケアを要するものが含まれる可能性がある。

【求められる対応】

（1）重症心身障がい児者・医療的ケア児者の人数の継続的な把握《毎年度更新》

毎年度、各市町村が保持する情報をもとに、上記②の区分をベース（年齢要件を除く）にして、重症心身障がい児者・医療的ケア児者の人数を把握し、各市町村関係部門や関係機関で構成する協議の場で情報共有を図る。

※岐阜市保健所又は各市町村保健センターによる医療的ケア児の把握
 母子保健法に基づく乳幼児健診結果・NICU等医療機関からの情報提供（次ページ参照）

（2）重症心身障がい児者・医療的ケア児者の対象者個別表の整理《毎年度更新》

（1）により把握した重症心身障がい児者・医療的ケア児者の状況を整理し、令和5年度に県が提供した対象者個別表等を参考に毎年度更新する。

⇒②で把握した対象者情報を反映していただけるよう、今後、県から令和5年度に提供した対象者個別一覧表（EXCELファイル）見直し版の提供を予定。

※見直し内容 身体障害者手帳（下肢・体幹・移動機能の等級）、障害福祉サービスの共同生活援助、電源を要する医療的ケア児の各欄を追加

医療的ケア児の把握について(母子保健)

①母子保健法に基づく健康診査

○母子保健法第12条:1歳6か月 3歳

○母子保健法第10条:乳児健診(4か月)

<参考:R3年度>

・乳児健診の受診率は約99%

・未受診者には必ず連絡をして現状を確認(最終未把握率1.0%)

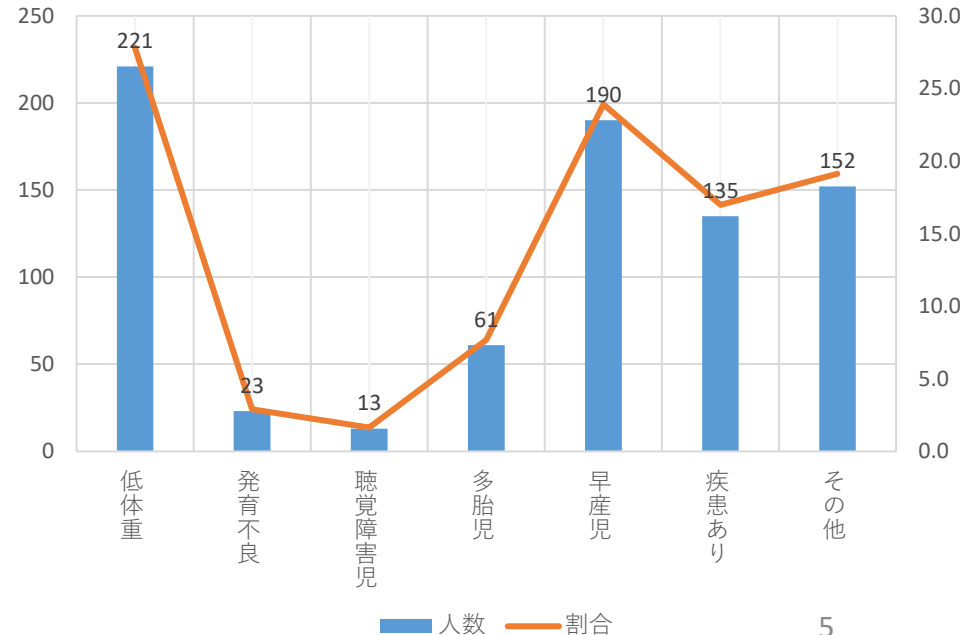
②母と子の健康サポート事業

- ・低体重や早産を理由とする依頼が多い
- ・上記の場合、NICU(新生児集中治療室)に入院するケースが多い
- ・医療的ケア児には、NICUに長期入院し、人工呼吸器や胃ろうなど機器をつけたまま退院し、引き続き医療的ケアを必要とする児がいる
- ・医療的ケアが必要な児の退院時には、カンファレンスが開かれることがある
- ・約8割の事例に対し退院から1か月以内に家庭訪問を実施している

<参考:体重別出生数 R4>

出生数/ 割合 (R4)	1,000g未満	1,000~ 1,500g未満	1,500~ 2,000g未満	2,000~ 2,500g未満	2,500g以上	不詳
11,124	35	37	134	857	10,060	1
	0.31%	0.33%	1.20%	7.70%	90.44%	0.01%

R5年度母と子の健康サポート支援事業実績 (依頼理由:児)



支援の流れ

妊婦さん・保護者・お子さん

①主治医または看護師より説明を受けます。

②同意書を提出してください。

医療機関

総合・地域母子医療センター等
分娩取扱医療機関



③支援依頼

保健所



④連絡を受けた保健所は、現住所地の市町村に連絡します。
※里帰りの場合、必要に応じてお住まいの市町村に連絡します。

市町村



⑥訪問した結果は、保健所または市町村により医療機関に返却します。
(里帰りの場合、お住まいの市町村にも訪問した結果を連絡します。)

⑤保健師が訪問させていただきます。
※事前に保健師より訪問日程等について連絡します。



医療的ケアの状況②

3		4		5		6		7 経管栄養				8 中心静脈カテーテルの管理		9 皮下注射 注) (1),(2)いずれかを選択				10 血糖測定 (持続血糖測定器による血糖測定を含む)		11 継続的な透析 (血液透析、腹膜透析を含む)		12 導尿 注) (1),(2)いずれかを選択			13 排便管理 注) (1),(2)いずれかを選択			14 痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置		医療的ケアスコアの合計
鼻咽喉 エアウェイ	酸素療法	吸引 (口鼻腔・気管内吸引)		ネブライザーの管理		(1) 経鼻胃管、胃瘻、 経鼻腸管、経胃瘻 腸管、腸瘻、食道瘻		(2) 持続経管 注入ポンプ使用		(中心静脈栄養、 肺高血圧症治療 薬、麻薬など)		(1) 皮下注射 (インスリン、麻薬 など)		(2) 持続皮下 注射ポンプ使用				(1) 利用時間 中の間欠 的導尿		(2) 持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱 瘻、腎瘻、尿路ストマ)			(1) 消化管スト マ	(2) 摘便、 洗腸	(3) 洗腸	注) 医師から発作時の対応として上記 処置の指示があり、過去概ね1年以内 に発作の既往がある場合				
		基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	
5	高 1 中 1	8	高 1 中 1	8	高 1 中 1	3	8	高 2 中 2	3	高 1 中 1	8	高 2 中 2	5	高 1 中 1	3	高 1 中 1	8	高 2 中 2	5	3	高 1 中 1	5	高 1 中 1	5	3	3	高 2 中 2			
																												0		
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	
																													0	

市町村における医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について

【現状】

①医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数 21市町（令和5年度実績）

- 岐阜圏域 6市町/9市町 [設置市町村:岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市]
- 西濃地域 4市町/11市町 [設置市町村:大垣市・揖斐川町・大野町・池田町(3町は共同設置)]
- 中濃地域 3市町/13市町村 [設置市町村:可児市・郡上市・坂祝町]
- 東濃地域 5市 / 5市 [設置市町村:多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市]
- 飛騨地域 3市 / 4市町 [設置市町村:高山市・飛騨市・下呂市]

②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置市町村数 24市町51人（令和6年度）

- 岐阜圏域 6市町19人/9市町 [設置市町村:岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市]
- 西濃地域 6市町9人/11市町 [設置市町村:大垣市・神戸町・輪之内町・揖斐川町・大野町・池田町]
- 中濃地域 5市町9人/13市町村 [設置市町村:美濃加茂市・可児市・郡上市・八百津町・白川町]
- 東濃地域 5市7人/5市 [設置市町村:多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市]
- 飛騨地域 2市5人/4市町 [設置市町村:高山市・飛騨市]

<参考資料> 令和6年度 岐阜県内市町村医療的ケア児等コーディネーター配置事業所一覧(次ページ参照)

【求められる対応】

(1) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置《未設置市町村》

(2) 医療的ケア児等支援コーディネーターの配置《未配置市町村》

- ・各市町村の基幹相談センター、中核となる相談支援事業所・児童発達支援事業所のほか、市町村組織内の障害児支援に携わる保健師・福祉職など、実情に応じて医療的ケア児等コーディネーターを配置

【令和6年度医療的ケア児等コーディネーター配置事業所種別ごとの内訳(事業所等数40 配置人数51人)】

- 基幹相談センター17人 ○市町村11人(保健師5 看護師2 看護師・社会福祉士1 社会福祉士1 保育士1)
- 相談支援16人(特定4 障害児2 一般7 委託3) ○児童発達支援6人 ○放課後等デイ1人

(3) 医療的ケア児等支援コーディネーターの配置情報の提供、資質向上及び関係機関との連携《配置市町村》

- ・重症心身障がい児者・医療的ケア児者の保護者等からの声を踏まえ、医療的ケア児等コーディネーターの配置先の情報提供を行うとともに、資質向上を図る。

⇒県において、医療的ケア児等支援コーディネーター養成研修に加え、フォローアップ研修を実施(令和6年度～)

- ・協議の場への参画、その他の方法により関係機関との連携を図る必要がある。

⇒県において医療的ケア児支援センターである「重症心身障がい在宅支援センター」を設置(平成27年度～)。重症心身障がい児者・医療的ケア児者の家族や支援機関を対象とした相談支援、家族交流会等の支援を実施

令和6年度 岐阜県内市町村医療的ケア児等コーディネーター配置事業所一覧

【事業所種別ごとの内訳(事業所等数 40事業所等 コーディネーター配置人数51人)】

○基幹相談センター 17人 ○市町村 11人(保健師 5人 看護師2人 看護師・社会福祉士1人 社会福祉士1人 保育士1人)

○相談支援 16人(特定 4 障害児 2 一般 7 委託 3) ○児童発達支援 6人 ○放課後等デイ 1人

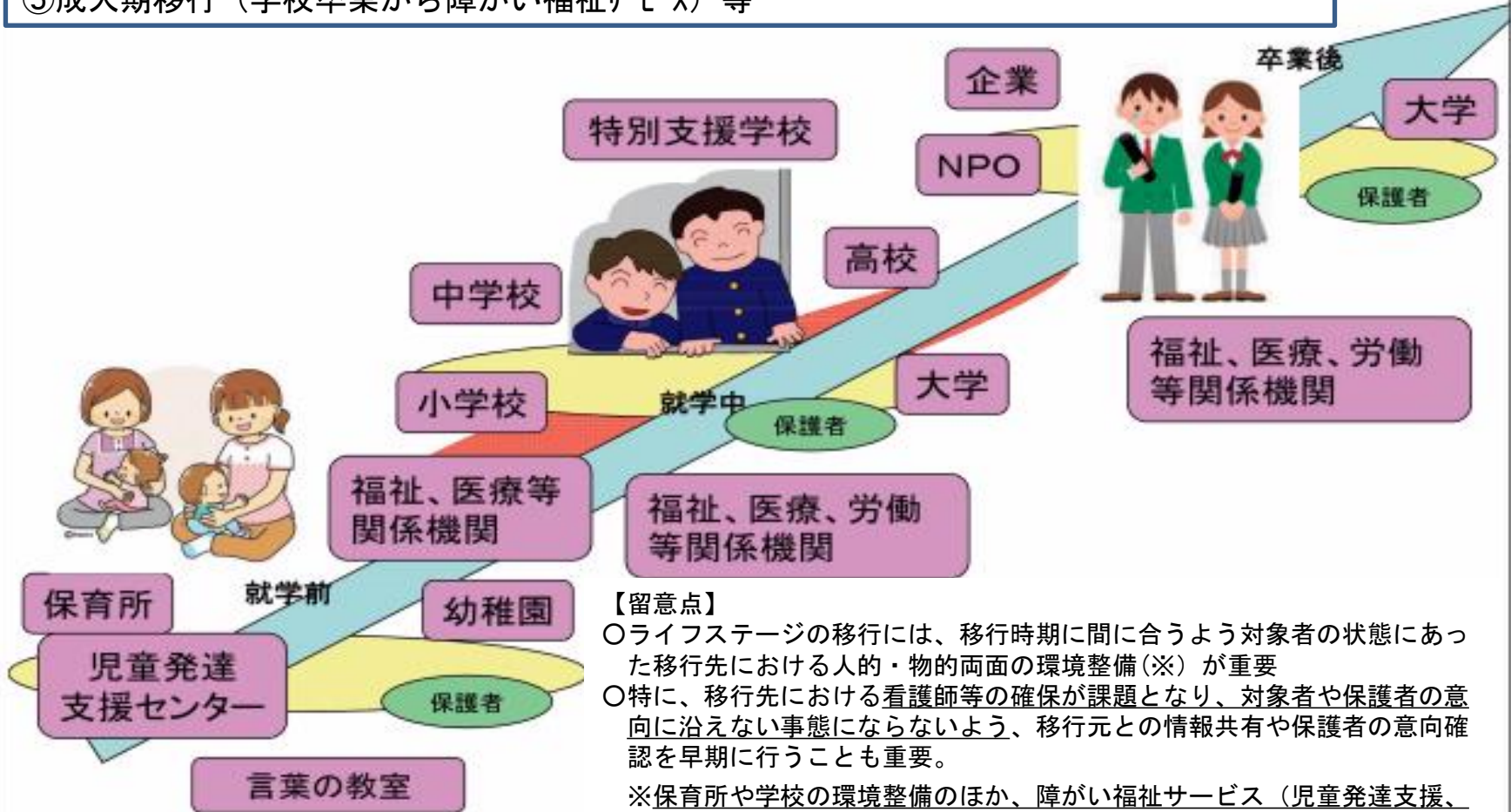
圏域	市町村名	配置人数	事業所等			
			事業所等名	事業所等種別	電話番号	内線
岐阜圏域	岐阜市	5	岐阜市障害者生活支援センター	一般相談支援	058-254-9204	-
			リトル☆スター(2人)	委託相談支援	058-255-3031	-
			はなみずき苑指定相談支援事業所	委託相談支援	058-241-5221	-
			岐阜市障がい福祉課	基幹相談センター	058-214-2572	直通
	羽島市	2	羽島市役所 子育て・健幸課	市町村	058-392-1111	5302
			羽島市役所 福祉課	市町村	058-392-1111	2513
	各務原市	4	各務原市基幹相談支援センター	基幹相談センター	058-389-7111	
			各務原市福祉の里児童発達支援センター(3人)	児童発達支援	058-370-7500	
	山県市	3	地域生活支援センターツリー(2人)	一般相談支援	0581-27-2461	
			ゆう	放課後等デイ	0581-32-9200	
瑞穂市	3	瑞穂市社会福祉協議会福祉総合相談センター(3人)	一般相談支援	058-327-8668		
本巣市	2	障害者基幹相談支援センターえがお(2人)	基幹相談センター	058-323-1145	1336	
西濃圏域	大垣市	2	大垣市柿の木荘	特定相談支援	0584-89-9503	
			大垣市立ひまわり学園	特定相談支援	0584-81-2233	
	神戸町	1	神戸町役場 健康福祉課	基幹相談センター	0584-27-0175	直通
	輪之内町	1	輪之内町保健センター	市町村	0584-69-5155	821
	揖斐川町	3	揖斐川町役場 健康福祉課	市町村	0585-22-2790	
			障害者生活支援センタープラス(2人)	基幹相談センター	0585-21-3152	
	大野町	1	大野町基幹相談支援センター	基幹相談センター	0585-35-5369	
池田町	1	池田町役場 健康福祉課	市町村	0585-45-3111	155	

令和6年度 岐阜県内市町村医療的ケア児等コーディネーター配置状況

圏域	市町村名	配置人数	所属事業所等			
			事業所等名	事業所等種別	電話番号	内線
中濃圏域	美濃加茂市	3	社協障がい者相談支援センター	基幹相談センター	0574-28-6556	
	可児市	2	可児市社会福祉協議会	基幹相談センター	0574-62-1555	3175
			可児市役所 福祉支援課	市町村	0574-62-1111	3172
	郡上市	2	郡上市南部子ども発達支援センターひまわり	児童発達支援	0575-65-5967	
			郡上市北部子ども発達支援センターたんぼぼ	児童発達支援	0575-82-3116	
	八百津町	1	八百津町基幹相談支援センター	基幹相談センター	0574-43-2111	2563 2564
白川町	1	障がい者相談支援センターまごころ	一般相談支援	0574-73-1311		
東濃圏域	多治見市	1	多治見市子ども支援課	市町村	0572-23-5958	2354
	中津川市	3	中津川市発達支援センターつくしんぼ	児童発達支援	0573-66-5256	
			障害者生活支援センター結	基幹相談センター	0573-62-3320	
			ANT DESIGN	障害児相談支援	0573-68-5352	
	瑞浪市	1	瑞浪市立瑞浪幼稚園	市町村	0572-68-2003	
	恵那市	1	恵那市社協相談支援事業所サテライトにじの家	障害児相談支援	0573-20-0260	
土岐市	1	土岐市役所 こども家庭課	市町村	0572-54-1111	186	
飛騨圏域	高山市	2	高山市役所 こども未来部 こども政策課	市町村	0577-35-3140	直通
			高山市立 岡本保育園	市町村	0577-32-4139	直通
	飛騨市	5	相談支援センター まごの手	特定相談支援	0578-84-0023	
			飛騨市多機能障がい者支援センター 古川いこい	特定相談支援	0577-73-0160	
			飛騨市役所 市民福祉部 地域生活安心支援センター(2人)	基幹相談センター	0577-73-7483	
飛騨市役所 市民福祉部 総合福祉課	基幹相談センター	0577-73-7483				

【ライフステージの移行支援（関係機関の連携）】

- ①NICU等入院から在宅生活（退院支援）
- ②就園（保育所等の利用）
- ③就学（保育所等から小学校等）
- ④進学
- ⑤成人期移行（学校卒業から障がい福祉サービス）等



【留意点】

- ライフステージの移行には、移行時期に間に合うよう対象者の状態にあった移行先における人的・物的両面の環境整備※が重要
- 特に、移行先における看護師等の確保が課題となり、対象者や保護者の意向に沿えない事態にならないよう、移行元との情報共有や保護者の意向確認を早期に行うことも重要。

※保育所や学校の環境整備のほか、障がい福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイ、生活介護事業所の資源発掘・確保含む）

（出典：厚生労働省ホームページ掲載「重症心身障害児者等コーディネーター育成研修テキスト」一部改編）

市町村における要電源医療的ケア児者の支援について

1 要電源医療的ケア児者の災害時支援の現状と課題について

- 令和7年1月に発生した能登半島地震において、障がいのある方等の要配慮者やその家族の防災対策の重要性が再認識され、改めて、防災対策の普及啓発や避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定等の取組を進めていく必要がある。
- 加えて、在宅で人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児者（以下「要電源医療的ケア児者」という。）にとって、停電による電源の喪失が災害時等の生命の危機に直結するため、医療機器のための電源確保が重要となる。
- そのため、要電源医療的ケア児者やその家族（以下「要電源医療的ケア児者等」という。）にとっては、自ら電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の備え（自助）のほか、非常用電源装置等が稼働している間に市町村や関係機関等による支援が必要となることから、災害対策基本法に基づく個別避難計画の策定及び個別避難計画に基づく支援体制の構築（公助・共助）が一層重要である。
- 県において市町村の取組状況について調査（※）したところ、自助の観点からは非常用電源装置等の確保促進、公助・共助の観点からは要電源医療的ケア児者の把握の推進、避難行動要支援者名簿への掲載や個別避難計画の策定の対象者に医療的ケア児者が含まれていない等の課題が明らかとなった。

※調査概要

ア 市町村要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備補助等制度の整備状況調査

○補助制度整備市町村数 令和6年度36市町、補助件数（令和5年度実績）17市町45人

イ 日常的に電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児者の把握及び災害時支援に向けた取組等状況調査【別添資料1-2】

○把握している要電源医療的ケア児者数 令和5年度30市町382人（令和4年度312人）

○身体障がい者等以外の要電源医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿登録対象とする市町村 令和5年度6市町

主な課題

- (1) 要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進
- (2) 市町村における要電源医療的ケア児者の把握の推進
- (3) 避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定における要電源医療的ケア児者への対応等の推進

2 主な課題への対応について

(1) 要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進

【現状と課題】

- 要電源医療的ケア児者等による「非常用電源装置等の備え（自助）」について、装置等の購入支援を求める声を受け、県では、令和3年度に市町村を対象に「要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金」を創設（令和5年度拡充）。
- 要電源医療的ケア児者を対象に電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の制度（以下「補助制度」という。）を整備する市町村は、令和6年度は36市町となっている。

<補助制度整備市町村>

※R6.6月末時点

年度	補助制度整備市町村	
R4	20市町	岐阜市※、各務原市※、羽島市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、御嵩町、多治見市、中津川市、恵那市、土岐市、高山市、飛騨市
R5	30市町	R4年度に加え、次の10市町が整備 瑞穂市※、北方町、養老町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、坂祝町、川辺町、瑞浪市※、下呂市
R6	36市町	R5年度に加え、6市町が整備 海津市、垂井町、神戸町※、輪之内町※、安八町※、池田町※

※は障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業による補助制度

- なお、令和5年度に補助制度を整備する30市町のうち、補助実績があったのは17市町45人であり、引き続き要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進に取り組む必要がある。

<実績>

年度	件数等	補助額	補助市町村
R4	15市町38人	2,897,300円	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、笠松町、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、御嵩町、多治見市、中津川市、恵那市、土岐市、高山市
R5	17市町45人	3,462,180円	岐阜市、各務原市、瑞穂市、北方町、大垣市、養老町、大野町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、瑞浪市、中津川市、高山市、下呂市

【求められる対応策】

ア 電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の確保の必要性等や補助制度についての普及啓発

- 要電源医療的ケア児者等を対象に「岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブック」の紹介や補助制度の広報・チラシの提供等による普及啓発の実施 ※掲載ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/128726.html>

イ 趣旨や地域ニーズを踏まえた補助制度の整備検討（補助制度のない市町村）

2 主な課題への対応について

(2) 市町村における要電源医療的ケア児者の把握（公助）の推進

【現状と課題】

- 令和5年度、県が実施した重症心身障害児者等状況調査により、市町村が保持する情報をもとに、「身体障害者手帳（1級・2級）と療育手帳（A・A1・A2）の両方を保持する者」や「障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等を利用している医療的ケア児者」の情報集約・整理を依頼したところ、市町村が把握している要電源医療的ケア児者数は30市町382人であった。
- 加えて、今年度、各市町村が実態調査のために把握した重症心身障がい児者・医療的ケア児者個々の医療的ケアの内容を整理するとともに、保健所との連携による人工呼吸器装着難病患者の情報共有・集約により、要電源医療的ケア児者の更なる把握が可能。

【求められる対応策】

ア 重症心身障がい児者・医療的ケア児者の対象者個別表の更新による要電源医療的ケア児者の把握

- 令和6年度在宅重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のため、各市町村が把握した重症心身障がい児者・医療的ケア児者の情報をもとに、令和5年度に県が実施した重症心身障害児者等状況調査時に、各市町村が作成した対象者個別表（※）を更新し、更なる要電源医療的ケア児者の把握を図る。

※今年度、県から提供予定の対象者個別表には、「医療的ケアの状況」欄の内容から「医療的ケア時の電源要否」を整理する欄を設ける。

<（参考）電源を要する可能性のある医療的ケアの内容>

人工呼吸器等の管理、酸素療法、吸引、ネプライザー管理、経管栄養（持続経管注入ポンプ使用）、皮下注射（持続皮下注射ポンプ使用）、透析

- 市町村と県（保健医療課・保健所）との連携による要電源医療的ケア児者である人工呼吸器装着難病患者の情報の共有・集約

イ 医療的ケア児者の情報を保持する担当課の相談時等における要電源医療的ケア児者等支援の周知・案内

- ウ アのほか、ケアマネージャー（介護保険）、訪問看護ステーションとの連携による要電源医療的ケア児者の把握や制度の周知・啓発等

2 主な課題への対応について

(3) 避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定における要電源医療的ケア児者への対応等

【現状と課題】

ア 要電源医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿の登録や個別避難計画の策定の対象者としていない市町村が多い

- 身体障害者等に該当する要電源医療的ケア児者は、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）の登録や個別避難計画（以下「避難計画」という。）の策定の対象となるが、それ以外の要電源医療的ケア児者を要支援者名簿登録の対象としている市町村は、6市町（令和5年度）に限られる（本人や家族が希望する場合を除く）。
- 要電源医療的ケア児者についても、市町村や関係機関等の支援が必要となるため、要支援者名簿登録や避難計画策定の対象として積極的に位置付けることが不可欠と考えられる。

身体障害者以外の要電源医療的ケア児者を名簿掲載の対象としている市町村（自ら掲載を希望したものを除く）（6市町）

山口市、大野町、関市、美濃市、美濃加茂市、白川町

イ 要支援者名簿や避難計画において要電源医療的ケア児者や要電源医療的ケアの内容把握ができない市町村が多い

- 要支援者名簿の「避難支援等を必要とする事由」を記載する欄において「要電源医療的ケア児者」を確認（把握）できる市町村は、7市町（令和5年度）に限られ、避難計画において「要電源医療的ケア児者の状況（本人の状態、医療的ケアの内容、使用する医療機器等）」を確認（把握）できる市町村は11市町（令和5年度）に限られた。

【求められる対応策】

ア 避難行動要支援者名簿登録の対象者の要電源医療的ケア児者への拡大

- 医療的ケア児者、特に要電源医療的ケア児者は、身体障害者手帳等の有無に限らず、避難行動時の支援が必要なことから、要電源医療的ケア児者をはじめとした医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿登録の対象とし、「避難支援等を必要とする理由」にその旨を記載

イ 個別避難計画の策定に係る要電源医療的ケア情報の反映

- 避難計画の策定にあたり、「避難時に配慮しなくてはならない事項」欄や「特記事項」欄などに、医療的ケアの内容、使用している医療機器（電源の要否を含む）とその詳細、支援している関係機関等を可能な限り反映